

## 奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 安井 壽一

樺原市曲川町一丁目六一一〇

瀬川 好弘

曲川町二丁目八一三〇

島田 彰久

曲川町一丁目一二一一〇

塩井 悅正

曲川町五丁目一一三七

竹瀬 祐治

曲川町二丁目三一八

紙浦 敏男

曲川町五丁目九一二七

中島 裕文

曲川町二丁目六一二六

堀 博

曲川町五丁目一〇一二四

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 安井 壽一

樺原市曲川町一丁目六一一〇

中村 明男

曲川町五丁目四一三〇

吉川 裕文

曲川町二丁目八一三六

中島 典秀

六一二六

小原 弘明

一一三二

吉田 俊信

一六一二〇

監事

曲川町四丁目二一六

曲川町一丁目一八一一五

前田 昌史

一六一二〇